

第1回檜葉町職員不祥事の再発防止に関する第三者委員会 議事録

1 日 時 令和4年4月20日(水)午後1時30分～3時00分

2 場 所 檜葉町役場本庁舎3階大会議室

3 出席者 【委員】秋元 正國氏(双葉地方町村会常務理事兼事務局長)
伊藤 宏氏(福島大学名誉教授)
木村 和夫氏(令和4年度檜葉町行政区長代表)
佐藤 慎也氏(弁護士)

※五十音順

【町】松本 幸英(檜葉町長)
大和田 賢司(檜葉町副町長)
猪狩 充弘(総務課長)
横田 浩秀(総務課 総括専門員)
坂本 和也(総務課 課長補佐兼行政係長)
芦口 純一(総務課 財政係長兼財産管理係長)
吉田 顕(総務課 財産管理係)
渡邊 直央(総務課 行政係)
西尾 潤也(総務課 財政係)
片山 利夫(産業振興課長)
松本 重人(産業振興課 課長補佐兼農林土木係長)

4 会議内容 ・猪狩総務課長の進行により開会
・松本町長より、委員を代表して伊藤宏氏に委嘱状を交付
・松本町長より挨拶
・猪狩総務課長より出席者の紹介
・委員の互選により、委員長に伊藤宏氏、副委員長に秋元正國氏を選任
・松本町長より、伊藤委員長に諮問書の提出
・伊藤委員長の進行により議事に入る

5 議 事

(1) 第三者委員会の設置目的及び組織体制について
事務局より、資料に基づき説明。
委員からの意見は特に無し。

(2) 不祥事の詳細について

事務局より、資料に基づき説明。以下、委員からの主な質問と事務局からの回答。

【事件1：産業振興課職員による公金の私的流用及び横領事件】

委員：当該職員は、いつ頃から私的流用をし、何故それが発覚したのか？

事務局：平成31年4月から社会人枠の正職員として雇用していたが、同年4月から不正な引き落としがあったことを確認している。

令和3年8月頃、産業振興課長が保全会や土地改良区の通帳を確認したところ不正な動きが確認されたため、内部調査を進めたところ、当該職員の弁護士を通じて町に不正の報告があった。

委員：私的流用が発覚するまでの約2年間、預金等の照合がされていなかったのか？

事務局：団体の監査は監査委員が行っていたものの、当該職員が不正の発覚を防ぐため、通帳などの資料を見せない等していたため、監査委員は気付くことが出来なかった。担当課長も土地改良区業務については監督責任が無かったため、チェック機能が失われていた。

委員：犯行は計画的に行われていたのか？

事務局：採用当初から定期的に引き落としを行っていたことから、計画的だったと言える。

委員：保全会の平成31年度及び令和2年度の交付決定額は？

事務局：両年ともに18,270千円。

委員：2ヶ年分の全額を横領していたのか？

事務局：土地改良区及び保全会それぞれの運営資金から総額数千万円横領しているが、保全会に関しては全額ではなく一部の横領であった。

委員：保全会の業務に関しては交付金事業である以上、実績報告があり、実際の作業内容と、それに伴う交付金の関係性がある。当該職員が書類を偽造していたにしても、実際の作業と交付金の関係や、その中でどのように私的流用していたのかといった点を、次回までに整理して欲しい。

事務局：承知した。

委員：当該職員の横領事件については、横領したのが外郭団体であり、事務を少人数で行っている、印鑑の管理方法も甘かった等、不正が起りやすい条件が揃っていた。これに加えて、2年間も気付くことが出来なかったことが問題。

委員：通帳の場合は記帳しないと情報が古いままだったりもするが、パソコンで残高照会をする等、確認する方法は他にもある。

【事件2：建設課職員による入札妨害及び官製談合事件】

委員：職員と業者の関係性がポイントだが、檜葉町に職員倫理規定のようなものがあるか？

事務局：服務規程はあるものの、利害関係者との接し方等に触れたような倫理規定は無いが、今回を契機に、定める方針である。

委員：当該職員は直接の発注担当部署では無い？

事務局：逮捕された1件目については、所属課と関係が無い。2件目についても、発注課は別ではあるが、建設課は技術支援として業務に関わっており、当該職員の部下がその支援に携わっていたため、関係性はあった。

委員：本件に関しては、誰でも入札関係の情報を閲覧可能だったことが問題。

(3) 不祥事が発生した原因について

事務局より、資料に基づき説明。以下、委員からの主な質問と事務局からの回答。

委員：個人における倫理性、公務員としての公平性や透明性といった個人の問題ではあるが、組織の問題とも言える。

委員：町として、このような不祥事は過去にもあったのか？

事務局：二つの村が合併して昨年65周年を迎えているが、町政始まって以来の大きな不祥事。

委員：小さな不祥事はあったのか？

事務局：業務怠慢によるものや、交通ルール違反等、懲戒処分の委員会にかけた事案はある。

(4) 今後のスケジュール及び進め方について

事務局より、資料に基づき説明。以下、委員からの主な質問と事務局からの回答。

委員：会議を効率的に進めるため、本日の議論を踏まえて、質問や疑問があれば委員は事前に町に確認し、次の会議時に町から説明してもらいたい。

事務局：承知した。

委員：両事件に言えることだが、悪いことをしようと思えば出来ないことは無い。これを防ぐためには、まずそのような者を採用しないこと。また職員を採用後、職員の教育や研修を行うことが大事。本件をいい機会と捉え、入札や横領事件に限定することなく、起こり得るものも含めて不祥事になるべく起こらないような仕組みやモラルを高めることがいいのでは。

委員：事件1に関して、町がチェックする関係では無かったとの説明があったが、外部からすれば同じ町として見られることから、町と外郭団体等との関係性は整理しておいてほしい。内部牽制の仕組み構築が課題。監査も形骸化している部分が少なからずあったかと思う。事件2に関して、誰でも見れる状況だったという入札情報の管理をどうするか。誰でも悪いことをするという念頭に入札情報の管理方法を検討する必要がある。また入札制度については、指名競争入札だけではなく、一般競争入札を検討するかどうか。業者との関係性についても、マニュアルや研修が必要。

委員：事件2に関して、入札情報が職員間で共有されているシステムの問題がある。また県や国ではオンライン入札や電子入札という制度や、封筒・郵便による入札もある。入札制度の方法論を不祥事の要因の一つとして精査してほしい。

以上をもって、閉会。